

第2回 新潟地方最低賃金専門部会

日 時：平成28年7月29日（金）

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館4階共用会議室

（事務局）

ただいまから平成28年度第2回新潟地方最低賃金専門部会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、委員の皆様全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により本専門部会は成立しております。

それでは、議事進行は部会長をお願いいたします。

（部会長）

本日の会議は新潟県最低賃金専門部会運営規定第5条第1項の規定に基づき非公開とし、議事録及び会議の資料につきましては、同運営規定第6条第2項の規定に基づき、同じく非公開といたします。

それでは、審議に入りますが、資料の提出があるようなので、最初に事務局から資料の説明をお願いいたします。

（室 長）

それでは、資料の説明をさせていただきます。

まず、資料No.1です。平成28年度地域別最低賃金額改定の目安について、中央最低賃金審議会の答申でございます。昨日、メール等で委員の方々にはお配りしましたものと同じものになりますが、最後のページに中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会委員長の補足説明が添付されておりますので、ご覧いただければと思います。

続きまして、資料No.2につきましては、労働者側委員提出資料となります。資料No.2は「級地別の生活保護と最低賃金の比較について(平成26年度新潟県)」の資料となります。次のページに地図でそれぞれの最低賃金を色分けしたものが添付されております。

資料No.3は、申し訳ありません、事務局の手違いで欠番となっておりますので、ご了承ください。

資料No.4及び資料No.5につきましては、使用者側委員提出資料となります。資料No.4は「業界の景気動向（前年同月比）全業種D I 値」の平成27年5月から平成28年5月までと平成27年6月から平成28年6月までのものです。

資料No.5は、新潟県の平成26年12月31日現在の「平成26年工業統計調査結果」となります。

資料No.6は、平成28年度の「最低賃金引き上げ額・率と影響率の関係表」です。第2回の本審で申し上げましたとおり、引き上げ額の99円まで表した表を事務局で作成したものです。

それから、資料のナンバーにはございませんけれども、ほかに1枚、影響率・未満率の推移表をお配りいたしました。これは第2回本審において永井部会長からご要望がございましたので、平成22年から平成27年までの間についての影響率、それから未満率の推移を折れ線グラフにしたものです。参考にいただければと思います。

(部会長)

ありがとうございました。

1点だけ確認です。使用者側から出ましたNo.4の業界の景気動向ですが、これは全国ですか、県ですか。

(名古屋委員)

新潟県です。新潟県の我々中小企業団体中央会の傘下の組合企業に対して毎月行っているデータです。

(部会長)

分かりました。ありがとうございました。

それでは、審議に入りたいと思います。第1回専門部会におきまして、労使双方から最低賃金改正に係るご意見、考え方をお聞きしておりました。また、賃金に関する基礎調査結果も示されました。中央最低賃金審議会の目安も出たところで、第1回専門部会で確認させていただいたとおり、本日は冒頭に労使双方から目安を基にお考えになっている金額とその理由についてご意見を述べていただきたいと思います。

それでは、労働者側委員からお願いいたします。

(諸橋委員)

では、労側から申し上げたいと思います。先程配っていただきました資料No.2番の生活保護費との関係、資料を踏まえながら労側の考えを示してまいりたいと思います。主張につきましては、前回の第1回で述べさせていただいておりますので、要点を絞ってやらせていただけたらと思います。

生活保護費の関係ですけれども、前回いただきました資料No.10を活用して、それぞれ2級地の1、2、3級1と分けて計算したところでございます。その結果につきましては、中段よりやや下のほうにございますけれども、737円というのが生活保護費の時給の計算。それに対して今年の715円、上がったプラス16円を引きますと6円、それを上回るには7円以上は必要ということで、今回示されました目安どおりに行きますとこれが解消されるのかなと言うところでございます。前回の主張の中でも申し上げましたとおり、生活保護受給者には医療費ですとか住民税、国民年金や国民健康保険などの支払が免除されているところから、通常の働き方とは違うところがございます。今回、医療費が全国の平均が出ておりますので、それを付け加えますと、生活保護費の受給者が一番多い年代を参考に付け加えさせていただきました。そうしますと911円になりまして、180円以上引き上げなければいけないという結果にもなってくるので、生活保護費、今回、7円上げることによってクリアされますけれども、やはりもっとしっかりと動いていかなければ働いた人が報われる水準にならないのかなというところでございます。

裏面を見ていただきまして、参考の数字でございます。やはり、政労使の合意事項である第4回の雇用戦略対話の関係でございます。全国平均1,000円に到達するには、1,000円から731円を引いた269円が必要であります。この4年間でやろうとなりますと、毎年68円以上の引き上げが必要となってまいります。また、早期に800円ということも伺っております。それを今回早期に到達するには69円以上の引き上げが必要であると。また、全国の加重平均で見たときの1,000円に到達するためには、全国が一律に上がったと想定しますと、毎年51円ずつ全国が上がっていかねば全国平均の1,000円には到達しないということも計算で出ておりますので、それらを踏まえまして進めてまいりたいところがございます。ただ、これまでの論議の中、また、前回主張させていただきましたとおり、中央最低賃金審議会で出されました目安を十分尊重するというところもでございます。

もう一つのマップで、先ほどもお示したものですけれども、やはり新潟県よりも南のほうが最低賃金は高く、人がそちらに流出しています。今回、A、B、C、Dということでランクがそれぞれ分かれて目安が示されたわけでございますけれども、Aランクは25円、Bランクは24円、Cは22円、Dは21円ということで、この関係で地域間格差がまた生まれているというのが一つ問題なのかなというところもでございます。やはり、地域間格差が広がっていきますと、賃金の高いところに人が流れて行ってしまうということも懸念されますので、新潟県としましても、しっかりとそこは見えていかなければ、人が出て行ってしまうということもございますので、労側の考えます手法としますと、やはりランク間格差、地域間格差をなくすということで、プラス25円足しました756円が望ましいのでは

ないかと考えております。

(部会長)

ありがとうございました。

次に、使用者側委員からお願いいたします。

(佐藤委員)

私どもの基本的なスタンスは、先回申し述べましたとおり、法の3要素で議論すべきところですので、その法の3要素についての中身を使用者側としての考え方を説明させていただきたいと思っております。

最初に、労働者の生計費についてでございます。これは「新潟県の経済動向」、資料9の162ページになります。第1回新潟県最低賃金専門部会にある資料9の162になります。ここに消費者物価指数がございまして、ここにありまして、生鮮商品を除く消費者物価指数は1年1か月連続で前年を下回っているとされ、また、総合指数も7ヶ月連続で前年を下回っているという状況でございます。極めて安定して推移しているということが見て取れるかと思っております。それから、先程労側からもありましたが、生活保護費につきましては、新潟県としては上回っているというところがございますので、これについては問題がないという考え方になります。

以上のことから、生計費において労働者の負担が昨年から増えているとは考えられませんが、大幅な引き上げは必要ないと考えます。

それから3要素の2番目の賃金ですが、これにつきましては、資料4の58ページになります。「平成28年賃金改定状況調査結果」の4、いわゆる第4表というものになります。賃金につきましては言うまでもなく最も客観的で信頼できる資料といわれております第4表で、Cランクの賃金上昇率は0.9パーセントという結果が出ております。従いまして、731円に0.9パーセントを掛けた7円プラスが賃金としては妥当な金額ではないかと考えているところです。

それから支払能力ですが、これはこの第4表の前の第1表になります。55ページです。Cランクのところをご覧くださいと、政府が賃上げ実施を迫ってきている状況の中でも、実に40パーセントを超える事業所で賃金改定をしない、あるいは賃金引き下げを実施したとされております。最低賃金の引き上げというのは、いわゆるベースアップという考え方を私どもはしておりまして、定期昇給ではないという考え方がございます。今年度の春の交渉も昨年に引き続きベースアップを実施した企業もあったのは事実でございますが、

しかしながら、昨年より小幅であり、中小企業では先程も申し上げましたとおり賃金改定ができない企業も依然として多いということが言えるかと思えます。昨今の経済状況は決してよくないと。その一つの要因として考えられるのが、ここ数年続いている法定福利費の上昇という問題が考えられます。これは労働者の皆さんの可処分所得の減少という側面もございますが、経営者の立場からすれば、賃金の引き上げがなくとも人件費が上昇する、いわゆるコストアップ要因になっているということで、なかなか賃金の引き上げが難しい状況にあるといえるかと思えます。

それから、先程の経済動向の資料に戻りますが、資料9の166ページになります。5月の中小企業の景況感がございまして、景況感マイナス38.3パーセントということで、低位のまま推移しているということがお分かりいただけるかと思えます。

ということで、ここで、先ほどの追加資料にございました中小企業の現状について、名古屋委員からご報告いただきます。

(名古屋委員)

お配りしてある資料No.4をご覧いただきたいと思えます。これは先程申し上げましたが、私ども中小企業団体中央会が県内の中小企業を対象に毎月実施している調査でございまして、1枚目が昨年の5月から今年の5月までで、その裏面が昨年の6月から今年の6月まで、これが直近の数字なのでご覧いただきたいと思えます。ご覧のとおり、業界の景況、売上高、収益状況、資金繰り、それぞれの状況のDI値につきまして、色別に昨年の6月から今年の6月まで、グラフで示されております。ご覧のとおり、1年間すべての項目でDI値がマイナスでございまして。これは一言で言えば明らかに景気減退期、不景気の状況でございまして。

ただ、マイナス状態の中で、平成28年6月と平成27年6月のDI値を比較してみますと、売上高と収益常用でやや改善はされておりますけれども、まだマイナスの値が大きいということで、この項目がプラスに転ずる見通しはなかなか見えないところでございまして。

それから、企業の声といたしまして、ここに来てまた円高に振れているということで、特に輸出関連企業については非常に収益状況がこれから心配だという声はかなり聞こえてきております。表側の数字は平成27年5月から今年の5月までの状況ですが、それに比べて景況感というのはこの6月、さらに落ち込んでいるという状況でございまして。

続いて、次のページの平成26年工業統計調査結果をご覧いただきたいと思えます。この表1、下のほうに事業所数、従業者数、製造品出荷額、付加価値額が示されておりますけれども、従業者数につきましては3年連続の減少になっております。これはやはり廃業や

倒産に追い込まれている企業がまだ多いということが読み取れます。従業者数も減少、製造品出荷額はプラスに転じておりますが、実はこれはもう1枚はぐっていただきますと、製造品出荷額のグラフが右側のページにありますけれども、5兆、超えていた時期がありまして、それに比べるとまだその水準には至っていないということで、まだまだ、増加に転じたとはいえ厳しい状況でございます。

それからほぐっていただいて、今度は従業者規模、産業中分類の1事業所当たり、従業者一人当たりの統計表をご覧いただきたいと思っております。これは各それぞれの業種毎の付加価値額と、1枚はぐっていただくと、最後のほうに一人当たりの現金給与額というデータが載っておりますけれども、付加価値額、それから現金給与額がマイナスに転じている業種がまだ多くございます。業種によってはプラスに転じている事業所もあるということで、こういったいわゆる付加価値額、現金給与額につきましては業種ごとにまだら模様といえますか、状況がかなり違ってきております。

ただ、付加価値額につきましては、従業者規模が30人から99人、100人から299人、300人以上で付加価値額が非常に差があるということで、従業者規模によってこれだけ差がある中で、一律の最低賃金を審議する場合については、特には従業者規模の少ない、こう言った小さい企業に配慮して審議をしていただく必要があるかと思っております。いわゆる小規模企業というのは労働生産性が低い、従っていわゆる付加価値額が低いという中で、現金給与額については、増やしていると言うことで、中小企業としては、賃金については上げたい、でも上げたくても上げられない状況ということをご理解いただきたいと思っております。

(佐藤委員)

と言うことで、中小企業の支払能力につきましては改善されていないということが言えるかと存じます。

以上3点、いわゆる3要素につきまして検討した結果、導き出される数字は、やはり第4表の数字となる7円が妥当な数字であると考えているところです。

ただ、ここ数年、いわゆる時々の事情ということで、今年につきましてはニッポン一億総活躍プラン等への配慮と言われておりますが、これにつきまして、特段の配慮が必要であるかどうかというのは極めて疑問を持っているところでもあります。賃金というのは市場原理に則して決定されるべきであり、現に人手不足感がある飲食あるいは小売業などのパートの時給は高くなってきております。一方、採算面から賃金を上げることのできない小規模企業、業種も少なくない現状でございます。そのようなところは経営に苦慮してい

ると聞いております。先程名古屋委員からも話があったとおり廃業、倒産、あるいは従業員数の減少という現象が現れているところです。このように、支払能力の弱い企業にまで法的拘束力があり罰則規定のある最低賃金において、政府の介入により示された経済実態を無視した目安金額は適切ではないと考えているところですが、多少の配慮はせざるを得ないと言うことで検討いたしましたところ、先回配られた平成28年度の最低賃金に関する基礎調査結果ですが、4ページの総括表1があります。

これは極めて重要な資料のようです。

この4ページ、総括表1の一番下の合計のところ、第1・20分位数とございます。第1・20分位数740円。これを私どもの参考といいますか、考え方のポイントとさせていただきます。結果的には740円までは容認することとしたいと考え、従いまして7円に配慮分2円をプラスしました9円引き上げということで、740円ということで提示させていただきたいと思います。

(部会長)

ありがとうございました。

ただいまの労働者側は使用者側ご意見に対しまして、何かご質問があれば伺いたいと思います。

(下村委員)

私から一つ。佐藤委員が言われたところのもっと細かいところなのですが、燕三条には10人以下の企業が半分以上なのです。資料はほとんど出ません。資料はありません。ただ、推定なのですが、3分の2が赤字なのです。勤めているパートも雇用のところは若い人たちが選んで、需要と供給で選んでいくのですけれども、大体近所のおばさんは歩いて通勤できるところ、細かくマニュアルに沿ってやるよりものんびり仕事ができるところ、賃金はそこそこだというところを選んでいる人がほとんどなのです。小さいところは。そういう人たちの経営者から見ると、賃金などは国で決めるのは何故だと言う声や市が統計を取った中に、3分の2の会社がこの先どうなるか分からないと言う声がありました。それは生産性が悪いから経営者の責任もそうなのですが、賃上げをするというのは、多分、1,000円になっても大企業の労働組合のようなところはあまり関係ないのです。最低賃金を決めるのは、10人以下の企業が大変困ると言う意見があるということを知っていただきたいと思います。

(部会長)

それでは、少し休憩を取って個別協議に入りたいと思います。今年度の専門部会での考え方ですが、今、下村委員から話はあった訳ですけれども、ただ、実態として最低賃金という制度が存在して、その枠組みでやるということが決まっています。最低賃金のあり方については、協議会で検討されているところではありますが、現状としては、今、こういう制度の中で行われているということを見ると、やはりそれに基づいてということになります。そして、今年度の目安の額については、労使双方とも不満を表明している中で、公益委員の額で最終的な結論と言いますか、目安という話になっております。これにつきましては、納得できない値であるとは思いますが、ただ、そうは言っても、それについて全く対応できないという反応とも見えてきません。そうなりますと、やはりこの目安の額を最大限尊重しながら、新潟県における特殊性というもので判断せざるをえないところでございます。ただ、それについて、絶対飲めないのだということであればそれはそれで致し方ないと思いますので、そういう金額を再度ご検討のうえ、ご提示いただきたいと思っております。

考え方としては、やはり全体としては目安額程度の最低賃金の上昇ということで示されているところですので、そこから新潟県の状況を考えて出てきた金額を示していただければと思います。そこを検討して、再度検討をお願いして、この後、ご意見を伺ってまた進めたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、その様に進めたいと思っておりますので、まずは休憩に入りたいと思っております。ご検討のほど、お願いいたします。

(事務局)

それでは、公益委員につきましてはこの会議室で、労働者側については4階の第3小会議室、使用者側委員については3階の審査室にご案内いたします。よろしく申し上げます。

(休 憩)

(部会長)

再開いたします。

本日、現段階でまだ金額の一致には至っておりません。使用者側からは、非常に厳しい経済状況の中で算出できる額はプラス9円というのが基本であるということがまず出されたのですが、中央最低賃金審議会の目安もありますし、より一層妥結に向けて検討をお願い

いたしましたところ、春闘の賃上げ率などを考えて2パーセントアップのプラス15円という値が示されました。さらにもう少し上げる余地があるかどうかについて、さらに持ち帰って検討したいというご意見でした。

一方、労働者側からは、目安の小委員会の委員長名による補足説明が今回出たということ、この辺も十分配慮すると、何としても全会一致で今回の最賃のところを決めたいという方向でさらに進めていくというお話を伺うことができました。私共としまして、できましたら全会一致で決めていきたいと思っておりますので、更にご検討をお願いし、次回の委員会で再度検討をお願いしたいと考えております。

労働者側、使用者側から更になんかご意見はございますか。

よろしいでしょうか。先生方はよろしいでしょうか。

それでは、議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側からは諸橋委員、使用者側からは佐藤委員をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、議事を事務局へお返しします。次回の会議において、全会一致に向けた審議を尽くしていただくよう、よろしくをお願いいたします。

(事務局)

次回、第3回専門部会は週明けの8月1日月曜日午前9時半から、2階の会議室での開催となっております。

第2回専門部会はこれで終了いたします。お疲れさまでした。

上記のとおり審議が行われ、本議事録の内容に相違ないことを確認し、署名捺印する。

平成 24年 9月 0 日

部 会 長

労働者代表委員

使用者代表委員



1. 2. 3.